

規則

特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十七号

特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(雨水貯留浸透施設整備計画の変更の認定の申請)

第一条 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)第十四条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第一号の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年国土交通省令第六十四号。以下「省令」という。)第六条第二項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

3 省令第六条第三項及び第四項の規定は、前項に規定する図書について準用する。(認定事業者の地位の承継の申請)

第二条 法第二十六条の承認を受けようとする者は、様式第二号の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原の取得を証する書類

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

第三条 省令第十六条第一項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

2 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

(雨水浸透阻害行為の変更の許可の申請等)

第四条 法第三十七条第二項の申請書の様式は、様式第三号のとおりとする。

2 法第三十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第四号の届出書を知事に提出しなければならない。

3 法第三十七条第四項において準用する法第三十五条の協議をしようとする者は、様式第三号の協議書を知事に提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書のうち法第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更(法第三十七条第一項ただし

書に該当するものを除く。)に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

(雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出)

第五条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、その旨を様式第五号の届出書により速やかに知事に届け出なければならない。

(雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書)

第六条 省令第二十六条第一項の届出には、雨水浸透阻害行為に関する工事の状況を示す写真その他の知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書)

第七条 省令第二十六条第二項の届出には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

二 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあつては、廃止時の当該工事に係る土地の現況地形図(縮尺二千五百分の一以上のもの)

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の交付)

第八条 知事は、法第三十八条第二項の規定による検査の結果、当該検査に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が法第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、様式第六号の検査済証を法第三十条の許可を受けた者に交付するものとする。

(身分証明書)

第九条 法第四十二条第二項及び第七十四条第二項(法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、様式第七号のとおりとする。

(提出する書類の部数)

第十条 法、省令及びこの規則に基づき知事に提出する書類及びその添付図書の部数は、正本一通及び副本一通とする。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。ただし、第一条、第二条、第九条(法第四十二条第二項に係る部分を除く。)及び第十条並びに様式第一号、様式第二号及び様式第七号の規定は、公布の日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

雨水貯留浸透施設整備計画変更認定申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法第11条第1項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画について変更したいので、同法第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

雨水貯留浸透施設整備計画 の認定番号		年 月 日 第 号
変 更 に 係 る 事 項	1	雨水貯留浸透施設の位置
	2	雨水貯留浸透施設の規模
	3	雨水貯留浸透施設の構造及び設備
	4	雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画
	5	雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間
	6	雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期
	7	その他必要な事項
変 更 の 内 容	（上記の変更に係る事項の番号： ）	
	変更前	
	変更後	
	（上記の変更に係る事項の番号： ）	
変更前		
変更後		
変 更 の 理 由		
そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 番 号		年 月 日 第 号
※認 定 番 号		年 月 日 第 号

- 備考 1 「変更に係る事項」欄は、変更をしようとする事項の番号を○で囲むこと。
- 2 「その他必要な事項」欄には、変更後の雨水貯留浸透施設整備計画に基づき雨水貯留浸透施設を設置することについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄には、記載しないこと。

様式第2号（第2条関係）

雨水貯留浸透施設整備計画地位承継承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法第26条第1項の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

雨水貯留浸透施設整備計画の認定を受けた者	住 所	
	氏 名	
雨水貯留浸透施設整備計画の認定番号		年 月 日 第 号
雨水貯留浸透施設の位置		
雨水貯留浸透施設の規模		
承 継 の 原 因		
権 原 取 得 年 月 日		年 月 日 第 号
※ 上記のことについて 年 月 日		第 号

備考 ※印のある欄には、記載しないこと。

様式第3号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更協議申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法第37条第4項において準用する同法第3
5条の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更
について次のとおり許可を申請協議します。

変 更 に 係 る 事 項	1 雨水浸透阻害行為の区域 に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の 面積	平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関す る工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関す る工事の着手予定年月日	年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関す る工事の完了予定年月日	年 月 日
	7 対策工事の着手予定年月 日	年 月 日
	8 対策工事の完了予定年月 日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
変 更 の 理 由		
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号
その他必要な事項		
※受 付 番 号		年 月 日 第 号
※変更の許可に付した条件		
※変 更 の 許 可 番 号		年 月 日 第 号

- 備考
- 1 「許可申請 協議」、「第 3 7 条 第 1 項 「の許可を受けた 「許可を申請 条」、「について協議が成立した」、「協議 については、該当するものを○で囲むこと。
 - 2 「変更に係る事項」欄には、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
 - 3 「その他必要な事項」欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
 - 4 ※印のある欄には、記載しないこと。

様式第4号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	対策工事の完了予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
変更の理由			
その他必要な事項			

備考 「その他必要な事項」欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。

様式第5号（第5条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法施行細則第5条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）に着手しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する 工事の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に 含まれる地域の名称	
工事施工者（法人 にあつては、主た る事務所の所在地、 名称及び代表者の 氏名）	住 所
	氏 名
	連絡先 (電話番号)
	現場管 理者の 氏名

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第 3 2 条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

雨水浸透阻害行為の許可番号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	

様式第7号（第9条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。